

# 年金トピック

2022年1月17日  
企業年金業務室

## 「個人情報の保護に関する法律」の改正と実務への影響について

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」）については、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス等の観点から、令和2年及び令和3年に改正され、令和4年4月1日に全面施行されますので、実務への影響等についてご案内します。

### 1. 個人情報保護法等の一部改正の施行日について

項目		施行期日
令和2年 改正法	・法定刑の引上げ（第83条から第87条）	令和2年12月12日
	・第23条第2項により個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置（第23条第2項）（※1）	令和3年10月1日
	・全面施行	令和4年4月1日
令和3年 改正法	・令和3年改正法のうち、デジタル社会形成整備法第50条による改正に係る部分（国・独立行政法人等・学術研究関係）	令和4年4月1日

※1・・・企業年金実務への実質的な影響はありません。

### 2. 個人情報保護法等の一部改正の実務への影響について

<令和2年12月12日施行>

#### ペナルティの在り方（法定刑の引上げ）

- 個人情報保護委員会からの命令への違反、委員会に対する虚偽報告等の法定刑が引き上げられました。また、命令違反等の罰金について、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額が引き上げられました。なお、施行日以前の行為に対する罰則の適用については、改正前の個人情報保護法の規定が適用されます。

<改正前後の法定刑の比較> ※表は個人情報保護委員会 HP より抜粋

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	<b>1年以下</b>	30万円以下	<b>100万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>

<以下、令和4年4月1日全面施行>

## 個人の権利の在り方

### (利用停止・消去等の個人の請求権の拡充、保有個人データの開示方法の拡充)

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充（請求の要件が緩和）されます。
- 保有個人データの開示方法（※2）について、従来からの書面の交付による方法に加え、電磁的記録の提供による方法等が追加されました。また、従来は対象でなかった6か月以内に消去する短期保存データについても開示・利用停止等の対象になるなど、権利行使の範囲が拡大されました。これに伴い、開示方法のデジタル化、規程類の見直し等が必要となります。

※2・・・電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。ただし当該開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合は、書面の交付による方法でも可。

## 事業者の守るべき責務の在り方

### (漏洩等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告・本人への通知が義務化等)

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。義務化に伴い、必要な報告や本人あて通知を行わなかった場合は法令違反となります。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化しなければなりません。

## データ利活用の在り方（「仮名加工情報」の創設等）

- 「匿名加工情報」に加えて、イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和されます。

	仮名加工情報	(参考) 匿名加工情報
定義	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられます。

## 住所・代表者名等の公表

- 保有個人データを取り扱う各企業年金が公表（本人が知り得る状態に置く）しなければならない事項が追加されます。

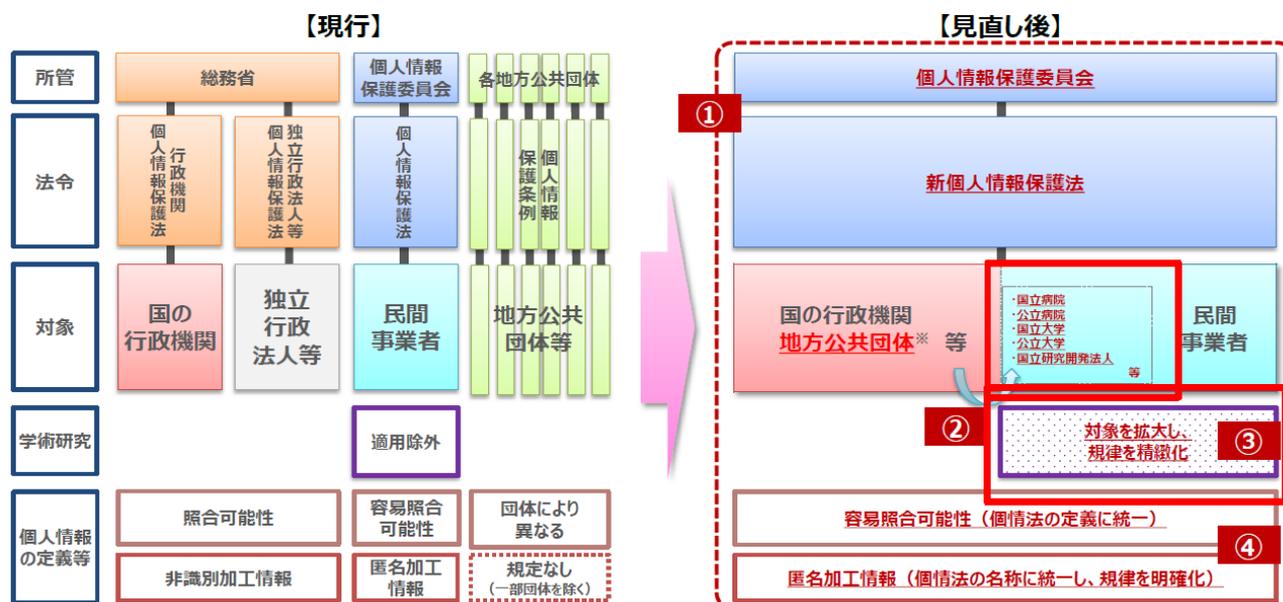
規約型の場合：「当企業年金の名称」に「住所」、「代表者名」が追加されます。

基金型の場合：「基金名」に「住所」、「理事長名」が追加されます。

企業年金のホームページ等において公表しなければならない事項の追加となります。  
個人情報保護管理規程（雛形）の第19条第1項等をご参照ください。

## 法令等の統合（個人情報保護法の条番号変更）

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されます。法律の統合により、個人情報保護法の条番号に条ずれが発生するため、同法を引用している「個人情報保護管理規程」等は修正対応が必要となります。



※図は個人情報保護委員会 HP より抜粋

### 3. 各企業年金の「個人情報保護管理規程」等の改正手続きについて

個人情報保護法等の改正を受けて各企業年金では「個人情報保護管理規程」等の改正が必要となりますので、以下の内容で手続きをお願いします。

項目	内容
対象	すべての確定給付企業年金（規約型・基金型）のお客さま
同意手続き	規約型：労働組合または厚年被保険者の過半数代表者の同意 基金型：代議員会にて議決
行政手続き	厚生局等への届出は不要 ※当社への連絡も不要です。
施行期日	2022年4月1日（令和4年4月1日） ※改正個人情報保護法の全面施行（令和4年4月1日）までに、規程変更を実施することが望ましいとされています。 ※基金型で令和4年2月の予算代議員会に間に合わない場合は、理事長専決処分で諸規程等の改正を行い、直後の代議員会で報告し承認を得るようにしてください。

#### <ご参考>

企業年金分野では

- ・「個人情報保護管理規程」等、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備したもの
- ・「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」
- ・「特定個人情報取扱規程」等、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めたもの

の整備、策定についてガイドライン等により義務付けられています。

#### 4. 「個人情報保護管理規程」等の改正案（雛形）のご提供について

企業年金連合会より、令和2年及び令和3年の「個人情報の保護に関する法律」の改正内容等を反映した「個人情報保護管理規程」及び令和2年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の改正内容等を反映した「特定個人情報取扱規程」の雛形等が示されましたのでご案内いたします。

当社からは以下のとおり注釈付きの雛形等をご提供しますので、お客さまの実施状況を踏まえ適宜改正等をお願いいたします。

なお、雛形は一つの例示ですので、各企業年金の実情に応じて、内容の追加・削除などの修正を行ってください。

##### <ご提供資料一覧>

ファイル名称	
別紙1-1	個人情報保護管理規程（雛形）
別紙1-2	個人情報保護管理規程（雛形・注釈付）
別紙1-3	個人情報保護管理規程【新旧対照表】
別紙2-1	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（雛形）
別紙2-2	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（雛形・注釈付）
別紙3-1	特定個人情報取扱規程（雛形）
別紙3-2	特定個人情報取扱規程（雛形・注釈付）
別紙3-3	特定個人情報取扱規程【新旧対照表】
別紙4-1	特定個人情報取扱規程<別紙>（雛形）
別紙4-2	特定個人情報取扱規程<別紙>（雛形・注釈付）

##### <企業年金連合会HPのURL>

<https://www.pfa.or.jp/activity/mynumber/index.html>

以上

今後の情報提供等の参考とさせていただきたくアンケートへのご協力をお願いいたします。  
アンケートURL：<https://dai-ichi-life.sfask.com/q/VCIS7MPE>

別紙 1-1 個人情報保護管理規程（雛形）

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

## 個人情報保護管理規程

●●企業年金

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等（以下「法令等」という。）に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、●●企業年金（以下「当企業年金」という。）における加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の個人情報の漏えい、滅失及び毀損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 本規程において「個人情報データベース等」とは、法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。

3 本規程において「個人データ」とは、法第16条第3項に規定する個人データをいう。

4 本規程において「保有個人データ」とは、法第16条第4項に規定する保有個人データをいう。

5 本規程において「本人」とは、法第2条第4項に規定する本人をいう。

6 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。

7 本規程において「仮名加工情報」とは、法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。

8 本規程において「匿名加工情報」とは、法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

9 本規程において「個人関連情報」とは、法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。

### (適用)

第3条 本規程は、従業者に適用する。

2 本規程は、当企業年金が取り扱う加入者等に係る個人情報を対象とする。

3 本規程に定めのない当企業年金における特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。

4 本規程に定めのない事項については、法令等に従う。

## 第2章 組織体制等

### (個人データ管理責任者)

第4条 当企業年金は、個人データの取扱いに関して総括的な責任を有する個人データ管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。

2 個人データ管理責任者は、個人データの取扱いの管理を担当する事務取扱責任者を指名し、個人データを取り扱う事務取扱担当者の管理に関する業務を分担させることができる。

3 個人データ管理責任者は、個人データに関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における個人データに関する権限と責務を有するものとする。

一 本規程に基づき個人データの取扱いを管理する上で必要とされる細則等の策定

二 個人データに関する安全対策の策定・実施

- 三 個人データの適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
- 四 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱責任者)

第5条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- 一 個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- 二 個人データの利用申請の承認及び個人データの利用に関する記録等の承認、管理を行うこと
- 三 個人データの取扱状況等を把握すること
- 四 委託先における個人情報の取扱状況等を監督すること
- 五 個人情報の安全管理に関する教育及び研修を実施すること
- 六 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における個人データの安全管理に関する事項について、個人データ管理責任者を補佐すること

(事務取扱担当者)

第6条 当企業年金における個人データを取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●●とする。

- 2 事務取扱担当者は、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令等、本規程等及び事務取扱責任者の指示に従い、個人データの保護に十分な注意を払うものとする。

(管理区域及び取扱区域)

第7条 当企業年金は、個人データの漏えい等を防止するため、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。

- 一 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる
- 二 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等による安全管理措置を講じる

(従業員の教育)

第8条 当企業年金は、従業員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、個人データの適正な取扱いを図るものとする。

(従業員の監督)

第9条 当企業年金は、個人データの適正な取扱いがなされるよう、従業員の監督を行う。

(個人情報保護管理規程等に基づく運用)

第10条 当企業年金は、個人データの取扱状況を明確にするため、次の事項に係るシステムログ又は利用実績を記録する。

- 一 個人情報データベース等の入力・出力状況の記録
- 二 書類・媒体等の持ち運びの記録
- 三 個人データの削除・廃棄記録
- 四 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

## 五 個人情報データベース等に係る情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録

### (個人データの取扱状況の確認)

第 11 条 個人データ管理責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

### (監査の実施)

第 12 条 監査責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。

2 監査責任者は、個人データの取扱いに関する監査結果を個人データ管理責任者に報告する。

### (情報漏えい等事案への対応)

第 13 条 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- 一 当企業年金内部における個人データ管理責任者への報告及び被害の拡大防止
- 二 事実関係の調査及び原因の究明
- 三 影響範囲の特定
- 四 再発防止策の検討及び実施
- 五 地方厚生(支)局長への速やかな報告

2 当企業年金は、漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

3 当企業年金は、前項に規定する場合には、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合(第 2 項に規定する場合を除く。)は、影響を受ける可能性のある本人への連絡等を行うよう努めるものとする。

5 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するよう努めるものとする。

### (苦情等への対応)

第 14 条 当企業年金は、当企業年金における個人データの取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、迅速な解決を図るものとする。

2 個人データ管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

### (体制の見直し)

第 15 条 当企業年金は、必要に応じて個人データの取扱いに関する体制等について見直しを行い、改善を図るものとする。

(利用目的に基づく取扱い)

第 16 条 当企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(不適正な利用の禁止)

第 16 条の 2 当企業年金は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報の取得等)

第 17 条 当企業年金は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得しないものとする。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(利用目的の通知等)

第 18 条 当企業年金は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当企業年金の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(公表等)

第 19 条 当企業年金は、個人情報を取り扱うにあたって、当企業年金のホームページに掲載することにより **(基金の窓口に備え付けることにより)**、次に掲げる事項を公表することとする。

- 一 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 保有個人データの利用目的
- 三 加入者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め、当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者提供の停止（以下「開示等」という。）の請求に応じる手続

四 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

五 苦情又は相談の窓口

2 前項第三号の開示等の請求を受け付ける方法は、●●が別に定める。

## 第4章 個人データの保管、管理等

（個人データの保管及び管理）

第20条 当企業年金は、漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 当企業年金は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、次に掲げる措置を講じる。

一 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと

二 個人データを取り扱う情報システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること

三 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること

四 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること

五 個人データをインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じること

六 加入者等の個人データを取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。また、基幹システムに保管されている個人情報を直接取り扱う作業は、インターネットに接続されたパソコン等では行わないこと

七 基幹システムにある個人データを外部機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず、電磁的記録媒体を使用する、又は専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること

（個人データの持ち運び等）

第21条 当企業年金において保有する個人データを持ち運ぶとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。

一 個人データを含む書類等を持ち運ぶときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人データが判明しない措置を講じる

二 個人データを磁気媒体等又は機器にて持ち運ぶときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる

## 第5章 個人データの第三者提供等

(第三者提供)

第22条 当企業年金は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ(特定個人情報を除く。以下この章において同じ。)を当該第三者に提供することができる。

- 一 当該個人データの改ざん及び複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。)をしないこと
  - 二 当該個人データの保管期間を明確にすること
  - 三 利用目的達成後の当該個人データは、当企業年金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること
  - 四 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと
  - 五 当該個人データの漏えい等の事案が発覚した場合の当企業年金への報告
- 2 前項の第三者提供を行う場合は、当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができる。
- 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 第2項の規定にかかわらず、当企業年金は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合は、本人の同意を得ることなく、個人データを当該第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報(法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。以下同じ。)又は法第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者(法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。)から法第27条第2項の規定により提供されたものである場合は、この限りでない。
- 一 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 第三者への提供を利用目的とすること
  - 三 第三者に提供する個人データの項目
  - 四 第三者に提供する個人データの取得の方法
  - 五 第三者への提供の方法
  - 六 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること
  - 七 本人の求めを受け付ける方法
  - 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 5 当企業年金は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 6 当企業年金は、他の個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 23 条 当企業年金は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が、前条第 3 項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該個人データを提供した年月日
- 二 当該第三者の氏名又は名称
- 三 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 24 条 当企業年金は、第三者から個人データの提供を受けるとき（第 22 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 当企業年金は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- 一 当該個人データの提供を受けた年月日
- 二 当該確認に係る事項
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(委託等に基づく提供)

第 25 条 次に掲げる場合において、前 3 条の規定の適用については、当企業年金から個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

- 一 当企業年金が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

2 当企業年金は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 26 条 当企業年金は、個人データを外国にある第三者に提供しないものとする。

## 第6章 個人データの開示、訂正、利用停止等

(開示)

第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録（法第29条第1項及び法第30条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定めるものを除く。）をいう。）について、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示の請求があったときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当企業年金の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 法令に違反することとなる場合

(訂正等)

第28条 当企業年金は、本人から当該本人が識別される保有個人データについて訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

(利用停止等)

第29条 当企業年金は、本人から当該本人が識別される保有個人データが違法に取り扱われている又は違法に取得されたものであるとして、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

- 2 当企業年金は、本人から当該本人が識別される保有個人データが違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止について、多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置をとることができる。
- 4 当企業年金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当企業年金が利用する必要がなくなった場合又は当該保有個人データに係る第13条第2項に規定する事態が生じた場合その他当該保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であるとして、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、法第35条第6項の規定に基づき速やかに対処する。

(本人あて通知)

第30条 当企業年金は、前3条の開示等に関する対処の結果等について、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

- 2 前項の対処の結果等が、本人から求められ、又は請求されたものと異なるものである場合は、

本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

## 第7章 削除、廃棄

(個人データの削除、廃棄等)

第31条 当企業年金は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

- 2 個人データが記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人データを復元不可能な状態にしなければならない。
- 3 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。
- 4 当企業年金は、個人データが記載又は記録された文書等又は磁気媒体等を廃棄した場合には、当該廃棄及びこれに伴って個人データを復元不可能な状態としたことに係る記録を保存するものとする。

## 第8章 委託

(委託先の監督)

第32条 当企業年金は、当企業年金における個人データを取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

- 2 当企業年金は、委託先における個人データの保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
- 3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次に掲げる事項を盛り込むこととする。
  - 一 委託先の個人データの取扱いに関する事項
  - 二 委託先の秘密の保持に関する事項
  - 三 委託された個人データの再委託に関する事項
  - 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項
  - 五 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(再委託)

第33条 当企業年金は、委託先が、委託を受けた個人データを取り扱う事務の全部又は一部の再委託を行おうとする場合に、事前に当企業年金の承認を得、又は事前に当企業年金に報告することを求めることとする。

- 2 委託先が再委託するとき又は再委託先が再々委託するときは、委託先による再委託先の監督又は再委託先による再々委託先の監督について前条の規定を準用する。
- 3 当企業年金は、委託先による再委託先又は再委託先による再々委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督するものとする。

## 第9章 その他

(要配慮個人情報の取扱い)

第34条 当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないものとする。ただし、法第20条第2項各号に基づき取得する場合は、この限りでない。

(仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い)

第35条 当企業年金は、加入者等の個人情報を加工して得られる仮名加工情報（法第16条第5項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）及び匿名加工情報（同条第6項に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成しないものとする。

2 当企業年金は、個人関連情報（法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を第三者に提供しないものとする。

(罰則)

第36条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。

(実施規定)

第37条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の個人情報の取扱いに関し必要な事項は、理事長（事業主）が別に定める。

附則

本規程は、令和4年4月1日から実施する。

別紙 1-2 個人情報保護管理規程（雛形・注釈付）

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

## 個人情報保護管理規程

●●企業年金

**【記載例】**

規約型：××株式会社確定給付企業年金

基金型：××企業年金基金

・赤字（下線）部分が今回の改正箇所になります。

・注釈の個人情報保護法の条番号（法第●条）は、令和3年個人情報保護法改正による条ずれ前の条番号で記載しています。

【記載例】

規約型：XX株式会社確定給付企業年金  
基金型：XX企業年金基金

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等（以下「法令等」という。）に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、**●●企業年金**（以下「当企業年金」という。）における加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の個人情報の漏えい、滅失及び**毀損等**（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

（定義）

第2～5項は法令等の統合（個人情報保護法の条番号変更）（令和3年改正法）によるもの

- 第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 2 本規程において「個人情報データベース等」とは、**法第16条第1項**に規定する個人情報データベース等をいう。
- 3 本規程において「個人データ」とは、**法第16条第3項**に規定する個人データをいう。
- 4 本規程において「保有個人データ」とは、**法第16条第4項**に規定する保有個人データをいう。
- 5 本規程において「本人」とは、**法第2条第4項**に規定する本人をいう。
- 6 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。
- 7 本規程において「仮名加工情報」とは、法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。**
- 8 本規程において「匿名加工情報」とは、法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。**
- 9 本規程において「個人関連情報」とは、法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。**

（適用）

- 第3条 本規程は、従業者に適用する。
- 2 本規程は、当企業年金が取り扱う**加入者等に係る**個人情報を対象とする。
- 3 本規程に定めのない当企業年金における特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。**以下同じ。**）の取扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。
- 4 本規程に定めのない事項については、法令等に従う。

【記載例】

規約型：人事部長  
基金型：常務理事

## 第2章 組織体制等

（個人データ管理責任者）

- 第4条 当企業年金は、個人データの取扱いに関して総括的な責任を有する個人データ管理責任者を置き、**●●●●**をもってこれに充てる。
- 2 個人データ管理責任者は、個人データの取扱いの管理を担当する**事務取扱責任者**を指名し、個人データを取り扱う事務取扱担当者の管理に関する業務を分担させることができる。
- 3 個人データ管理責任者は、個人データに関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における個人データに関する権限と責務を有するものとする。
- 一 本規程に基づき個人データの取扱いを管理する上で必要とされる細則等の策定
- 二 個人データに関する安全対策の策定・実施

第5条は、第4条第2項を規定する場合に規定

号の表記（漢数字、アラビア数字）は現在の規程に合わせていただくようお願いします。

- 三 個人データの適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
- 四 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱責任者)

第5条は、第4条第2項を規定する場合に規定

第5条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- 一 個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- 二 個人データの利用申請の承認及び個人データの利用に関する記録等の承認、管理を行うこと
- 三 個人データの取扱状況等を把握すること
- 四 委託先における個人情報の取扱状況等を監督すること
- 五 個人情報の安全管理に関する教育及び研修を実施すること
- 六 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における個人データの安全管理に関する事項について、個人データ管理責任者を補佐すること

(事務取扱担当者)

個人名その他、部署名、担当やチーム名の記載でも可。または、別紙で定めることでも可。

第6条 当企業年金における個人データを取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●●とする。

- 2 事務取扱担当者は、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令等、本規程等及び事務取扱責任者の指示に従い、個人データの保護に十分な注意を払うものとする。

(管理区域及び取扱区域)

第7条 当企業年金は、個人データの漏えい等を防止するため、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。

- 一 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる
- 二 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等による安全管理措置を講じる

(従業員の教育)

第8条 当企業年金は、従業員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、個人データの適正な取扱いを図るものとする。

(従業員の監督)

第9条 当企業年金は、個人データの適正な取扱いがなされるよう、従業員の監督を行う。

(個人情報保護管理規程等に基づく運用)

第10条 当企業年金は、個人データの取扱状況を明確にするため、次の事項に係るシステムログ又は利用実績を記録する。

- 一 個人情報データベース等の入力・出力状況の記録
- 二 書類・媒体等の持ち運びの記録
- 三 個人データの削除・廃棄記録
- 四 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

五 個人情報データベース等に係る情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

（個人データの取扱状況の確認）

第 11 条 個人データ管理責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

（監査の実施）

【記載例】基金型：監事

第 12 条 **監査責任者**は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。

2 **監査責任者**は、個人データの取扱いに関する監査結果を個人データ管理責任者に報告する。

（情報漏えい等事案への対応）

第 13 条 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

一 当企業年金内部における個人データ管理責任者への報告及び被害の拡大防止

二 事実関係の調査及び原因の究明

三 影響範囲の特定

四 再発防止策の検討及び実施

五 地方厚生（支）局長への速やかな報告

第 2～5 項は、法第 22 条の 2（漏えい等の報告等）の新設（令和 2 年改正法）により、事業者の守るべき責務の在り方（漏洩等が発生した場合の委員会への報告・本人への通知が義務化等）の見直しが図られ追加するもの

2 当企業年金は、漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

3 当企業年金は、前項に規定する場合には、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合（第 2 項に規定する場合を除く。）は、影響を受ける可能性のある本人への連絡等を行うよう努めるものとする。

5 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するよう努めるものとする。

（苦情等への対応）

第 14 条 当企業年金は、当企業年金における個人データの取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、迅速な解決を図るものとする。

2 個人データ管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

（体制の見直し）

第 15 条 当企業年金は、必要に応じて個人データの取扱いに関する体制等について見直しを行い、改善を図るものとする。

(利用目的に基づく取扱い)

第16条 当企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

法第16条の2（不適正な利用の禁止）の新設（令和2年改正法）により、事業者の守るべき責務の在り方の見直しが図られ追加するもの

(不適正な利用の禁止)

第16条の2 当企業年金は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報の取得等)

第17条 当企業年金は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得しないものとする。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(利用目的の通知等)

第18条 当企業年金は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当企業年金の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

適宜、実情にあわせてご選択ください

(公表等)

第19条 当企業年金は、個人情報を取り扱うにあたって、当企業年金のホームページに掲載することにより（基金の窓口へ備え付けることにより）、次に掲げる事項を公表することとする。

- 一 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 保有個人データの利用目的
- 三 加入者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め又は当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者提供の停止（以下「開示等」という。）の請求に応じる手続

法第27条（保有個人データに関する事項の公表等）が改正（令和2年改正法）され「住所・代表者名等」が追加されたことに伴うもの

四 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

五 苦情又は相談の窓口

2 前項第三号の開示等の請求を受け付ける方法は、が別に定める。

【記載例】  
規約型：事業主  
基金型：理事長

#### 第4章 個人データの保管、管理等

（個人データの保管及び管理）

第20条 当企業年金は、漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 当企業年金は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、次に掲げる措置を講じる。

一 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと

二 個人データを取り扱う情報システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること

三 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること

四 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること

五 個人データをインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じること

六 加入者等の個人データを取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。また、基幹システムに保管されている個人情報を直接取り扱う作業は、インターネットに接続されたパソコン等では行わないこと

七 基幹システムにある個人データを外部機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず、電磁的記録媒体を使用する、又は専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること

（個人データの持ち運び等）

第21条 当企業年金において保有する個人データを持ち運ぶとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。

一 個人データを含む書類等を持ち運ぶときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人データが判明しない措置を講じる

二 個人データを磁気媒体等又は機器にて持ち運ぶときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる

#### 第5章 個人データの第三者提供等

(第三者提供)

第22条 当企業年金は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ (特定個人情報を除く。以下この章において同じ。) を当該第三者に提供することができる。

- 一 当該個人データの改ざん及び複製又は複製 (安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。) をしないこと
- 二 当該個人データの保管期間を明確にすること
- 三 利用目的達成後の当該個人データは、当企業年金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること
- 四 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと

五 当該個人データの漏えい等の事案が発覚した場合の当企業年金への報告

- 2 前項の第三者提供を行う場合は、当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができる。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- 4 第2項の規定にかかわらず、当企業年金は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合は、本人の同意を得ることなく、個人データを当該第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報 (法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。以下同じ。) 又は法第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者 (法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。) から法第27条第2項の規定により提供されたものである場合は、この限りでない。

一 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること

三 第三者に提供する個人データの項目

四 第三者に提供する個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること

七 本人の求めを受け付ける方法

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

- 5 当企業年金は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 6 当企業年金は、他の個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。

法第23条 (第三者提供の制限) 第2項および第3項の改正 (令和2年改正法) に伴うもの

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 23 条 当企業年金は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が、前条第 3 項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該個人データを提供した年月日
- 二 当該第三者の氏名又は名称
- 三 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 24 条 当企業年金は、第三者から個人データの提供を受けるとき（第 22 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 当企業年金は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- 一 当該個人データの提供を受けた年月日
- 二 当該確認に係る事項
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(委託等に基づく提供)

法第 23 条（第三者提供の制限）第 5 項および第 6 項の改正（令和 2 年改正法）に伴うもの

第 25 条 次に掲げる場合において、前 3 条の規定の適用については、当企業年金から個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

- 一 当企業年金が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

2 当企業年金は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 26 条 当企業年金は、個人データを外国にある第三者に提供しないものとする。

## 第6章 個人データの開示、訂正、利用停止等

法の規定に平仄を合わせるため、第6章において「個人データ」を「保有個人データ」に変更。

(開示)

第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録（法第29条第1項及び法第30条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定めるものを除く。）をいう。）について、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示の請求があったときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当企業年金の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 法令に違反することとなる場合

法第28条（開示）の改正（令和2年改正法）により、個人の権利の在り方（保有個人データの開示方法の拡充）の見直しが図られ追加するもの

(訂正等)

第28条 当企業年金は、本人から当該本人が識別される保有個人データについて訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

法の規定に平仄を合わせるため、第6章において「個人データ」を「保有個人データ」に変更。

(利用停止等)

第29条 当企業年金は、本人から当該本人が識別される保有個人データが違法に取り扱われている又は違法に取得されたものであるとして、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

- 2 当企業年金は、本人から当該本人が識別される保有個人データが違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止について、多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置をとることができる。

4 当企業年金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当企業年金が利用する必要がなくなった場合又は当該保有個人データに係る第13条第2項に規定する事態が生じた場合その他当該保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であるとして、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、法第35条第6項の規定に基づき速やかに対処する。

法第30条（利用停止等）第5項および第6項の追加（令和2年改正法）により、個人の権利の在り方（利用停止）の見直しが図られ追加するもの

(本人あて通知)

第30条 当企業年金は、前3条の開示等に関する対処の結果等について、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

- 2 前項の対処の結果等が、本人から求められ、又は請求されたものと異なるものである場合は、

本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

## 第7章 削除、廃棄

(個人データの削除、廃棄等)

第31条 当企業年金は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

- 2 個人データが記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人データを復元不可能な状態にしなければならない。
- 3 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。
- 4 当企業年金は、個人データが記載又は記録された文書等又は磁気媒体等を廃棄した場合には、当該廃棄及びこれに伴って個人データを復元不可能な状態としたことに係る記録を保存するものとする。

## 第8章 委託

(委託先の監督)

第32条 当企業年金は、当企業年金における個人データを取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

- 2 当企業年金は、委託先における個人データの保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
- 3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次に掲げる事項を盛り込むこととする。
  - 一 委託先の個人データの取扱いに関する事項
  - 二 委託先の秘密の保持に関する事項
  - 三 委託された個人データの再委託に関する事項
  - 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項
  - 五 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(再委託)

第33条 当企業年金は、委託先が、委託を受けた個人データを取り扱う事務の全部又は一部の再委託を行おうとする場合に、事前に当企業年金の承認を得、又は事前に当企業年金に報告することを求めることとする。

- 2 委託先が再委託するとき又は再委託先が再々委託するときは、委託先による再委託先の監督又は再委託先による再々委託先の監督について前条の規定を準用する。
- 3 当企業年金は、委託先による再委託先又は再委託先による再々委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督するものとする。

## 第9章 その他

(要配慮個人情報の取扱い)

法令等の統合（個人情報保護法の条番号変更）（令和3年改正法）によるもの

第34条 当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないものとする。ただし、法第20条第2項各号に基づき取得する場合は、この限りでない。

データ利活用の在り方（「匿名加工情報」に「仮名加工情報」が追加等）の見直しに伴い追加（令和2年改正法、第2条）

(仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い)

第35条 当企業年金は、加入者等の個人情報を加工して得られる仮名加工情報（法第16条第5項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）及び匿名加工情報（同条第6項に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成しないものとする。

2 当企業年金は、個人関連情報（法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を第三者に提供しないものとする。

(罰則)

第36条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。

(実施規定)

第37条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の個人情報の取扱いに関し必要な事項は、**理**  
**事長（事業主）**が別に定める。

【記載例】  
規約型：事業主  
基金型：理事長

附 則

本規程は、令和4年4月1日より実施する。

改正個人情報保護法の全面施行（令和4年4月1日）までに、規程変更を実施することが望ましいとされています。

止むを得ず、規程変更の手続きが法施行日以降になる場合は  
「本規程は、令和●年●月●日より実施し、令和4年4月1日から適用する。」  
となります。

【基金型】

令和4年2月の予算代議員会に間に合わない場合は、理事長専決処分で諸規程等の改正を行い、直後の代議員会で報告し承認を得るようにしてください。その場合は「令和●年●月●日」は理事長専決処分日となります。

別紙 1-3 個人情報保護管理規程【新旧対照表】

## 個人情報保護管理規程（雑型）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等（以下「法令等」という。）に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、●●企業年金（以下「当企業年金」という。）における加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の個人情報の漏えい、滅失及び毀損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。</p> <p>2 本規程において「個人情報データベース等」とは、<u>法第16条第1項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。</p> <p>3 本規程において「個人データ」とは、<u>法第16条第3項</u>に規定する個人データをいう。</p> <p>4 本規程において「保有個人データ」とは、<u>法第16条第4項</u>に規定する保有個人データをいう。</p> <p>5 本規程において「本人」とは、<u>法第2条第4項</u>に規定する本人をいう。</p> <p>6 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。</p> <p><u>7 本規程において「仮名加工情報」とは、法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。</u></p> <p><u>8 本規程において「匿名加工情報」とは、法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。</u></p> <p><u>9 本規程において「個人関連情報」とは、法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。</u></p> <p>(適用)</p> <p>第3条 本規程は、従業者に適用する。</p> <p>2 本規程は、当企業年金が取り扱う<u>加入者等に係る</u>個人情報を対象とする。</p> <p>3 本規程に定めのない当企業年金における特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別す</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等（以下「法令等」という。）に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、●●企業年金（以下「当企業年金」という。）における加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損等</u>（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。</p> <p>2 本規程において「個人情報データベース等」とは、<u>法第2条第4項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。</p> <p>3 本規程において「個人データ」とは、<u>法第2条第6項</u>に規定する個人データをいう。</p> <p>4 本規程において「保有個人データ」とは、<u>法第2条第7項</u>に規定する保有個人データをいう。</p> <p>5 本規程において「本人」とは、<u>法第2条第8項</u>に規定する本人をいう。</p> <p>6 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(適用)</p> <p>第3条 本規程は、従業者に適用する。</p> <p>2 本規程は、当企業年金が取り扱う個人情報を対象とする。</p> <p>3 本規程に定めのない当企業年金における特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別す</p>

新	旧
<p>るための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。<u>以下同じ。</u>）の取扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。</p> <p>4 本規程に定めのない事項については、法令等に従う。</p>	<p>るための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。）の取扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。</p> <p>4 本規程に定めのない事項については、法令等に従う。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 組織体制等</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 組織体制等</p>
<p>（個人データ管理責任者）</p> <p>第 4 条 当企業年金は、個人データの取扱いに関して総括的な責任を有する個人データ管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。</p> <p>2 個人データ管理責任者は、個人データの取扱いの管理を担当する事務取扱責任者を指名し、個人データを取り扱う事務取扱担当者の管理に関する業務を分担させることができる。</p> <p>3 個人データ管理責任者は、個人データに関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における個人データに関する権限と責務を有するものとする。</p> <p>一 本規程に基づき個人データの取扱いを管理する上で必要とされる細則等の策定</p> <p>二 個人データに関する安全対策の策定・実施</p> <p>三 個人データの適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施</p> <p>四 事故発生時の対応策の策定・実施</p>	<p>（個人データ管理責任者）</p> <p>第 4 条 当企業年金は、個人データの取扱いに関して総括的な責任を有する個人データ管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。</p> <p>2 個人データ管理責任者は、個人データの取扱いの管理を担当する事務取扱責任者を指名し、個人データを取り扱う事務取扱担当者の管理に関する業務を分担させることができる。</p> <p>3 個人データ管理責任者は、個人データに関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における個人データに関する権限と責務を有するものとする。</p> <p>一 本規程に基づき個人データの取扱いを管理する上で必要とされる細則等の策定</p> <p>二 個人データに関する安全対策の策定・実施</p> <p>三 個人データの適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施</p> <p>四 事故発生時の対応策の策定・実施</p>
<p>（事務取扱責任者）</p> <p>第 5 条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。</p> <p>一 個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと</p> <p>二 個人データの利用申請の承認及び個人データの利用に関する記録等の承認、管理を行うこと</p> <p>三 個人データの取扱状況等を把握すること</p> <p>四 委託先における個人情報の取扱状況等を監督すること</p> <p>五 個人情報の安全管理に関する教育及び研修を実施すること</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における個人データの安全管理に関する事項について、個人データ管理責任者を補佐すること</p>	<p>（事務取扱責任者）</p> <p>第 5 条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。</p> <p>一 個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと</p> <p>二 個人データの利用申請の承認及び個人データの利用に関する記録等の承認、管理を行うこと</p> <p>三 個人データの取扱状況等を把握すること</p> <p>四 委託先における個人情報の取扱状況等を監督すること</p> <p>五 個人情報の安全管理に関する教育及び研修を実施すること</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における個人データの安全管理に関する事項について、個人データ管理責任者を補佐すること</p>

新	旧
<p>(事務取扱担当者)</p> <p>第6条 当企業年金における個人データを取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●●とする。</p> <p>2 事務取扱担当者は、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令等、本規程等及び事務取扱責任者の指示に従い、個人データの保護に十分な注意を払うものとする。</p> <p>(管理区域及び取扱区域)</p> <p>第7条 当企業年金は、個人データの漏えい等を防止するため、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び個人データを取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>一 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる</p> <p>二 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等による安全管理措置を講じる</p> <p>(従業者の教育)</p> <p>第8条 当企業年金は、従業者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、個人データの適正な取扱いを図るものとする。</p> <p>(従業者の監督)</p> <p>第9条 当企業年金は、個人データの適正な取扱いがなされるよう、従業者の監督を行う。</p> <p>(個人情報保護管理規程等に基づく運用)</p> <p>第10条 当企業年金は、個人データの取扱状況を明確にするため、次の事項に係るシステムログ又は利用実績を記録する。</p> <p>一 個人情報データベース等の入力・出力状況の記録</p> <p>二 書類・媒体等の持ち運びの記録</p> <p>三 個人データの削除・廃棄記録</p> <p>四 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等</p> <p>五 個人情報データベース等に係る情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録</p>	<p>(事務取扱担当者)</p> <p>第6条 当企業年金における個人データを取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●●とする。</p> <p>2 事務取扱担当者は、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令等、本規程等及び事務取扱責任者の指示に従い、個人データの保護に十分な注意を払うものとする。</p> <p>(管理区域及び取扱区域)</p> <p>第7条 当企業年金は、個人データの漏えい等を防止するため、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び個人データを取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>一 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる</p> <p>二 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等による安全管理措置を講じる</p> <p>(従業者の教育)</p> <p>第8条 当企業年金は、従業者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、個人データの適正な取扱いを図るものとする。</p> <p>(従業者の監督)</p> <p>第9条 当企業年金は、個人データの適正な取扱いがなされるよう、従業者の監督を行う。</p> <p>(個人情報保護管理規程等に基づく運用)</p> <p>第10条 当企業年金は、個人データの取扱状況を明確にするため、次の事項に係るシステムログ又は利用実績を記録する。</p> <p>一 個人情報データベース等の入力・出力状況の記録</p> <p>二 書類・媒体等の持ち運びの記録</p> <p>三 個人データの削除・廃棄記録</p> <p>四 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等</p> <p>五 個人情報データベース等に係る情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録</p>

新	旧
<p>(個人データの取扱状況の確認)</p> <p>第 11 条 個人データ管理責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第 12 条 監査責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。</p> <p>2 監査責任者(例：監事)は、個人データの取扱いに関する監査結果を個人データ管理責任者に報告する。</p> <p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p>第 13 条 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>一 当企業年金内部における個人データ管理責任者への報告及び被害の拡大防止</u></p> <p><u>二 事実関係の調査及び原因の究明</u></p> <p><u>三 影響範囲の特定</u></p> <p><u>四 再発防止策の検討及び実施</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>五 地方厚生(支)局長への速やかな報告</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 当企業年金は、漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 当企業年金は、前項に規定する場合には、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合(第 2 項に規定する場合を除く。)は、影響を受ける可能性のある本人への連絡等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が</u></p>	<p>(個人データの取扱状況の確認)</p> <p>第 11 条 個人データ管理責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第 12 条 監査責任者は、当企業年金における個人データの取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。</p> <p>2 監査責任者(例：監事)は、個人データの取扱いに関する監査結果を個人データ管理責任者に報告する。</p> <p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p>第 13 条 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>一 事実関係の調査及び原因の究明</u></p> <p><u>二 影響範囲の特定</u></p> <p><u>三 再発防止策の検討及び実施</u></p> <p><u>四 影響を受ける可能性のある本人への連絡等</u></p> <p><u>五 事実関係及び再発防止策等の公表</u></p> <p><u>六 個人情報保護委員会への報告</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>発覚した場合は、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>(苦情等への対応) 第 14 条 当企業年金は、当企業年金における個人データの取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、迅速な解決を図るものとする。 2 個人データ管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。</p> <p>(体制の見直し) 第 15 条 当企業年金は、必要に応じて個人データの取扱いに関する体制等について見直しを行い、改善を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 個人情報の取得、利用等</p> <p>(利用目的に基づく取扱い) 第 16 条 当企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p><u>(不適正な利用の禁止)</u> <u>第 16 条の 2 当企業年金は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</u></p> <p>(個人情報の取得等) 第 17 条 当企業年金は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得しないものとする。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。</p>	<p>(苦情等への対応) 第 14 条 当企業年金は、当企業年金における個人データの取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、迅速な解決を図るものとする。 2 個人データ管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。</p> <p>(体制の見直し) 第 15 条 当企業年金は、必要に応じて個人データの取扱いに関する体制等について見直しを行い、改善を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 個人情報の取得、利用等</p> <p>(利用目的に基づく取扱い) 第 16 条 当企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(新設)</p> <p>(個人情報の取得等) 第 17 条 当企業年金は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得しないものとする。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。</p>

新	旧
<p>(利用目的の通知等)</p> <p>第 18 条 当企業年金は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。</p> <p>一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当企業年金の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p> <p>(公表等)</p> <p>第 19 条 当企業年金は、個人情報を取り扱うにあたって、当企業年金のホームページに掲載することにより（基金の窓口へ備え付けることにより）、次に掲げる事項を公表することとする。</p> <p>一 当企業年金の名称 <u>及び住所並びに代表者の氏名</u></p> <p>二 保有個人データの利用目的</p> <p>三 加入者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め又は当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去 <u>又は</u> 第三者提供の停止（以下「開示等」という。）の請求に応じる手続</p> <p><u>四 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</u></p> <p><u>五 苦情又は相談の窓口</u></p> <p>2 前項第三号の開示等の請求を受け付ける方法は、●●が別に定める。</p>	<p>(利用目的の通知等)</p> <p>第 18 条 当企業年金は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。</p> <p>一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当企業年金の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p> <p>(公表等)</p> <p>第 19 条 当企業年金は、個人情報を取り扱うにあたって、当企業年金のホームページに掲載することにより（基金の窓口へ備え付けることにより）、次に掲げる事項を公表することとする。</p> <p>一 当企業年金の名称</p> <p>二 保有個人データの利用目的</p> <p>三 加入者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め又は当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去 <u>若しくは</u> 第三者提供の停止（以下「開示等」という。）の請求に応じる手続</p> <p>(新設)</p> <p><u>四 苦情又は相談の窓口</u></p> <p>2 前項第三号の開示等の請求を受け付ける方法は、●●が別に定める。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第4章 個人データの保管、管理等</p> <p>(個人データの保管及び管理)</p> <p>第20条 当企業年金は、漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 当企業年金は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと</p> <p>二 個人データを取り扱う情報システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること</p> <p>三 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること</p> <p>四 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること</p> <p>五 個人データをインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じること</p> <p>六 加入者等の個人データを取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。また、基幹システムに保管されている個人情報に直接取り扱う作業は、インターネットに接続されたパソコン等では行わないこと</p> <p>七 基幹システムにある個人データを外部機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず、電磁的記録媒体を使用する、又は専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること</p> <p>(個人データの持ち運び等)</p> <p>第21条 当企業年金において保有する個人データを持ち運ぶとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 個人データの保管、管理等</p> <p>(個人データの保管及び管理)</p> <p>第20条 当企業年金は、漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 当企業年金は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと</p> <p>二 個人データを取り扱う情報システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること</p> <p>三 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること</p> <p>四 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること</p> <p>五 個人データをインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じること</p> <p>六 加入者等の個人データを取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。また、基幹システムに保管されている個人情報に直接取り扱う作業は、インターネットに接続されたパソコン等では行わないこと</p> <p>七 基幹システムにある個人データを外部機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず、電磁的記録媒体を使用する、又は専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること</p> <p>(個人データの持ち運び等)</p> <p>第21条 当企業年金において保有する個人データを持ち運ぶとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。</p>

新	旧
<p>一 個人データを含む書類等を持ち運ぶときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人データが判明しない措置を講じる</p> <p>二 個人データを磁気媒体等又は機器にて持ち運ぶときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる</p>	<p>一 個人データを含む書類等を持ち運ぶときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人データが判明しない措置を講じる</p> <p>二 個人データを磁気媒体等又は機器にて持ち運ぶときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる</p>
<p style="text-align: center;">第5章 個人データの第三者提供等</p> <p>(第三者提供)</p> <p>第22条 当企業年金は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ(特定個人情報を除く。以下この章において同じ。)を当該第三者に提供することができる。</p> <p>一 当該個人データの改ざん及び複製又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。)をしないこと</p> <p>二 当該個人データの保管期間を明確にすること</p> <p>三 利用目的達成後の当該個人データは、当企業年金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること</p> <p>四 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと</p> <p><u>五 当該個人データの漏えい等の事案が発覚した場合の当企業年金への報告</u></p> <p>2 前項の第三者提供を行う場合は、当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、当企業年金は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報</p>	<p style="text-align: center;">第5章 個人データの第三者提供等</p> <p>(第三者提供)</p> <p>第22条 当企業年金は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ(個人番号を除く。以下この章において同じ。)を当該第三者に提供することができる。</p> <p>一 当該個人データの改ざん及び複製又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く)をしないこと</p> <p>二 当該個人データの保管期間を明確にすること</p> <p>三 利用目的達成後の当該個人データは、当企業年金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること</p> <p>四 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の第三者提供を行う場合は、当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、当企業年金は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報</p>

新	旧
<p>報保護委員会に届け出た場合は、本人の同意を得ることなく、個人データを当該第三者に提供することができる。<u>ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報（法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。以下同じ。）又は法第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者（法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から法第27条第2項の規定により提供されたものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>一 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名</u></p> <p><u>二 第三者への提供を利用目的とすること</u></p> <p><u>三 第三者に提供する個人データの項目</u></p> <p><u>四 第三者に提供する個人データの取得の方法</u></p> <p><u>五 第三者への提供の方法</u></p> <p><u>六 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること</u></p> <p><u>七 本人の求めを受け付ける方法</u></p> <p><u>八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</u></p> <p><u>5 当企業年金は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>6 当企業年金は、他の個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。</p> <p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第23条 当企業年金は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が、前条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該個人データを提供した年月日</p> <p>二 当該第三者の氏名又は名称</p> <p>三 その他個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>2 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期</p>	<p>報保護委員会に届け出た場合は、本人の同意を得ることなく、個人データ<u>（法第2条第3項に規定する要配慮個人情報を除く。）</u>を当該第三者に提供することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>一 第三者への提供を利用目的とすること</u></p> <p><u>二 第三者に提供する個人データの項目</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>三 第三者への提供の方法</u></p> <p><u>四 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること</u></p> <p><u>五 本人の求めを受け付ける方法</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 当企業年金は、他の個人情報取扱事業者（法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。</u></p> <p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第23条 当企業年金は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が、前条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該個人データを提供した年月日</p> <p>二 当該第三者の氏名又は名称</p> <p>三 その他個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>2 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期</p>

新	旧
<p>間保存しなければならない。</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第 24 条 当企業年金は、第三者から個人データの提供を受けるとき（第 22 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>2 当企業年金は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>一 当該個人データの提供を受けた年月日</p> <p>二 当該確認に係る事項</p> <p>三 <u>前 2 号に掲げるもののほか、</u>個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(委託等に基づく提供)</p> <p>第 25 条 次に掲げる場合において、<u>前 3 条の規定の適用については、</u>当企業年金から個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。</p> <p>一 当企業年金が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p><u>2 当企業年金は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定す</u></p>	<p>間保存しなければならない。</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第 24 条 当企業年金は、第三者から個人データの提供を受けるとき（第 22 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該第三者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>2 当企業年金は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>一 当該個人データの提供を受けた年月日</p> <p>二 当該確認に係る事項</p> <p>三 <u>その他</u>個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 当企業年金は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(委託等に基づく提供)</p> <p>第 25 条 次に掲げる場合において、当企業年金から個人データの提供を受ける者は、<u>前 3 条の規定の適用については、</u>第三者に該当しないものとする。</p> <p>一 当企業年金が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>る利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u></p> <p>(外国にある第三者への提供の制限) 第 26 条 当企業年金は、個人データを外国にある第三者に提供しないものとする。</p> <p>第 6 章 個人データの開示、訂正、利用停止等</p> <p>(開示) 第 27 条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する<u>当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録（法第 29 条第 1 項及び法第 30 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で定めるものを除く。）をいう。）について、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示の請求があったときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u></p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 当企業年金の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 法令に違反することとなる場合</p> <p>(訂正等) 第 28 条 当企業年金は、本人から<u>当該本人が識別される保有個人データ</u>について訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、<u>当該保有個人データ</u>の内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>(利用停止等) 第 29 条 当企業年金は、本人から<u>当該本人が識別</u></p>	<p>(外国にある第三者への提供の制限) 第 26 条 当企業年金は、個人データを外国にある第三者に提供しないものとする。</p> <p>第 6 章 個人データの開示、訂正、利用停止等</p> <p>(開示) 第 27 条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する<u>当該本人を識別する個人データ</u>について開示の請求があったときは、遅滞なく、<u>当該個人データ</u>を開示しなければならない。ただし、<u>次に掲げる</u>場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 当企業年金の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 法令に違反することとなる場合</p> <p>(訂正等) 第 28 条 当企業年金は、本人から<u>当企業年金が保有する当該本人を識別する個人データ</u>について訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、<u>当該個人データ</u>の内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>(利用停止等) 第 29 条 当企業年金は、本人から<u>当企業年金が保</u></p>

新	旧
<p><u>される保有個人データ</u>が違法に取り扱われている又は違法に取得されたものであるとして、<u>当該保有個人データ</u>の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、<u>当該保有個人データ</u>の利用停止等を行わなければならない。</p> <p>2 当企業年金は、本人から<u>当該本人が識別される保有個人データ</u>が違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、<u>当該保有個人データ</u>の第三者への提供を停止しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、<u>当該保有個人データ</u>の利用停止等又は第三者への提供の停止について、多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置をとることができる。</p> <p><u>4 当企業年金は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当企業年金が利用する必要がなくなった場合又は当該保有個人データに係る第13条第2項に規定する事態が生じた場合その他当該保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であるとして、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、法第35条第6項の規定に基づき速やかに対処する。</u></p> <p>（本人あて通知） 第30条 当企業年金は、前3条の開示等に関する<u>対処の結果等について</u>、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する<u>などの適切な措置をとらなければならない</u>。</p> <p>2 前項の<u>対処の結果等</u>が、本人から求められ、又は請求されたものと異なるものである場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 削除、廃棄</p> <p>（個人データの削除、廃棄等） 第31条 当企業年金は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞な</p>	<p><u>有する当該本人を識別する個人データ</u>が違法に取り扱われている又は違法に取得されたものであるとして、<u>当該個人データ</u>の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、<u>当該個人データ</u>の利用停止等を行わなければならない。</p> <p>2 当企業年金は、本人から<u>当企業年金が保有する当該本人の個人データ</u>が違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、<u>当該個人データ</u>の第三者への提供を停止しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、<u>当該個人データ</u>の利用停止等又は第三者への提供の停止について、多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置をとることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（本人あて通知） 第30条 当企業年金は、前3条の開示等に関する<u>対処について決定したときは</u>、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。</p> <p>2 前項の<u>決定</u>が、本人から求められ、又は請求されたものと異なるものである場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 削除、廃棄</p> <p>（個人データの削除、廃棄等） 第31条 当企業年金は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞な</p>

新	旧
<p>く消去するよう努めるものとする。</p> <p>2 個人データが記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人データを復元不可能な状態にしなければならない。</p> <p>3 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。</p> <p>4 当企業年金は、個人データが記載又は記録された文書等又は磁気媒体等を廃棄した場合には、当該廃棄及びこれに伴って個人データを復元不可能な状態としたことに係る記録を保存するものとする。</p>	<p>く消去するよう努めるものとする。</p> <p>2 個人データが記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人データを復元不可能な状態にしなければならない。</p> <p>3 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。</p> <p>4 当企業年金は、個人データが記載又は記録された文書等又は磁気媒体等を廃棄した場合には、当該廃棄及びこれに伴って個人データを復元不可能な状態としたことに係る記録を保存するものとする。</p>
<p>第8章 委託</p>	<p>第8章 委託</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第32条 当企業年金は、当企業年金における個人データを取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。</p> <p>2 当企業年金は、委託先における個人データの保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。</p> <p>3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次に掲げる事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 委託先の個人データの取扱いに関する事項</li> <li>二 委託先の秘密の保持に関する事項</li> <li>三 委託された個人データの再委託に関する事項</li> <li>四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項</li> <li>五 契約内容が遵守されなかった場合の措置</li> </ul>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第32条 当企業年金は、当企業年金における個人データを取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。</p> <p>2 当企業年金は、委託先における個人データの保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。</p> <p>3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次に掲げる事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 委託先の個人データの取扱いに関する事項</li> <li>二 委託先の秘密の保持に関する事項</li> <li>三 委託された個人データの再委託に関する事項</li> <li>四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項</li> <li>五 契約内容が遵守されなかった場合の措置</li> </ul>
<p>(再委託)</p> <p>第33条 当企業年金は、委託先が、委託を受けた個人データを取り扱う事務の全部又は一部の再委託を行おうとする場合に、事前に当企業年金の承認を得、又は事前に当企業年金に報告することを求めることとする。</p> <p>2 委託先が再委託するとき又は再委託先が再々委託するときは、委託先による再委託先の監督又は再委託先による再々委託先の監督について前条の規定を準用する。</p>	<p>(再委託)</p> <p>第33条 当企業年金は、委託先が、委託を受けた個人データを取り扱う事務の全部又は一部の再委託を行おうとする場合に、事前に当企業年金の承認を得、又は事前に当企業年金に報告することを求めることとする。</p> <p>2 委託先が再委託するとき又は再委託先が再々委託するときは、委託先による再委託先の監督又は再委託先による再々委託先の監督について前条の規定を準用する。</p>

新	旧
<p>3 当企業年金は、委託先による再委託先又は再委託先による再々委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 その他</p> <p>(要配慮個人情報の取扱い)</p> <p>第34条 当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないものとする。ただし、<u>法第20条第2項各号</u>に基づき取得する場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い</u>)</p> <p>第35条 当企業年金は、加入者等の個人情報を加工して得られる<u>仮名加工情報(法第16条第5項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)</u>及び匿名加工情報(同条第6項に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。)<u>を作成しないものとする。</u></p> <p><u>2 当企業年金は、個人関連情報(法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)</u>を第三者に提供しないものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第37条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の個人情報の取扱いに関し必要な事項は、理事長(事業主)が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>本規程は、令和4年4月1日より実施する。</p>	<p>3 当企業年金は、委託先による再委託先又は再委託先による再々委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 その他</p> <p>(要配慮個人情報の取扱い)</p> <p>第34条 当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報(<u>法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。)</u>を取得しないものとする。ただし、<u>法第17条第2項各号</u>に基づき取得する場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>匿名加工情報</u>の取扱い)</p> <p>第35条 当企業年金は、加入者等の個人情報を加工して得られる匿名加工情報(<u>法第2条第9項に規定する匿名加工情報をいう。)</u>を作成しないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第37条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の個人情報の取扱いに関し必要な事項は、理事長(事業主)が別に定める。</p>

## 別紙 2-1 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（雛形）

## 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

●●企業年金（以下「当企業年金」という。）は、業務を通じて取り扱う加入者、受給者等の個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）並びに当企業年金の職員その他従業者の特定個人情報等の適正な取扱いの確保について当企業年金として取り組むために本基本方針を定めます。

### 1. 特定個人情報等の適正な取扱い

当企業年金は、特定個人情報取扱規程を策定し、特定個人情報等を適正に取り扱います。

### 2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当企業年金は、特定個人情報等に関する法令、個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱います。

### 3. 安全管理措置に関する事項

当企業年金は、特定個人情報等の安全管理措置に関して、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

### 4. 特定個人情報等に関する問合せ窓口

当企業年金は、特定個人情報等の取扱いに関する問合せ等に適切に対応いたします。  
特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に関しては、下記の窓口宛にご連絡ください。

当企業年金の特定個人情報等お問合せ窓口

事務所所在地	
特定個人情報管理責任者 又は担当者（又は部署名）	
電話番号	
受付時間	
メールアドレス	

別紙 2-2 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（雛形・注釈付）

【記載例】  
規約型：××株式会社確定給付企業年金  
基金型：××企業年金基金

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

●●企業年金（以下「当企業年金」という。）は、業務を通じて取り扱う加入者、受給者等の個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）並びに当企業年金の職員その他従業員の特定個人情報等の適正な取扱いの確保について当企業年金として取り組むために本基本方針を定めます。

- 1. 特定個人情報等の適正な取扱い  
当企業年金は、特定個人情報取扱規程を策定し、特定個人情報等を適正に取り扱います。
- 2. 関係法令・ガイドライン等の遵守  
当企業年金は、特定個人情報等に関する法令、**個人情報保護委員会**が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱います。
- 3. 安全管理措置に関する事項  
当企業年金は、特定個人情報等の安全管理措置に関して、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 4. 特定個人情報等に関する問合せ窓口  
当企業年金は、特定個人情報等の取扱いに関する問合せ等に適切に対応いたします。  
特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に関しては、下記の窓口宛にご連絡ください。

平成 28 年 1 月 1 日付で「特定個人情報保護委員会」は「個人情報保護委員会」に改組されています。既に改正済みの場合は対応不要です。

当企業年金の特定個人情報等お問合せ窓口

事務所所在地	
特定個人情報管理責任者 又は担当者（又は部署名）	
電話番号	
受付時間	
メールアドレス	

別紙 3-1 特定個人情報取扱規程（雛形）

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

## 特定個人情報取扱規程

●●企業年金

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、●●企業年金（以下「当企業年金」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 本規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をいう。

3 本規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

5 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあつて、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。

### (適用)

第3条 本規程は従業者に適用する。

2 本規程は、当企業年金が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

3 本規程に定めのない当企業年金における個人情報の取扱いに関しては、別に定める個人情報保護管理規程の定めに従う。

## 第2章 管理体制及び安全管理措置

### (個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 当企業年金が個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限るものとする。

(1) 当企業年金の年金又は一時金等の支給に関する事務（年金又は一時金等の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な法定調書の作成に係る事務に限る。）

(2) 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務

(3) 前2号に付随して行う事務

2 前項第1号に規定する事務の流れは、別紙のとおりとする。

### (取り扱う特定個人情報等の範囲)

第5条 前条の規定により、当企業年金が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報は、以下のとおりとする。

(1) 当企業年金の受給権者又は将来的な給付が見込まれる者（以下「受給権者等」という。）及び従業者の個人番号、氏名、性別、生年月日、住所

(2) 受給権者等の基礎年金番号

(3) 番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に、受給権者等又は従業者から提示を

受けた本人確認書類及びこれらの写し

- (4) 当企業年金が行政機関等に提出するために作成した法定調書及びその控え
- (5) 当企業年金が法定調書を作成する上で受給権者等又は従業者から受領する個人番号が記載された申告書等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人番号と関連付けて保存される情報

(特定個人情報管理責任者)

第6条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。

- 2 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報管理を担当する事務取扱責任者を指名し、特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。
- 3 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における特定個人情報等に関する権限と責務を有するものとする。
  - (1) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる細則等の承認
  - (2) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施
  - (3) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
  - (4) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱責任者)

第7条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- (1) 特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- (2) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の承認、管理を行うこと
- (3) 特定個人情報等の取扱状況を把握すること
- (4) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等を監督すること
- (5) 特定個人情報等の安全管理に関する教育及び研修を実施すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における特定個人情報等の安全管理に関する事項について、特定個人情報管理責任者を補佐すること

(事務取扱担当者)

第8条 当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●●とする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びに関連法令、個人情報保護委員会が策定するガイドライン等(以下「法令等」という。)、本規程等並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとする。

(管理区域及び取扱区域)

第9条 当企業年金は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム(サーバー等)を管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。また、取扱区域においては事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないように留意する必要がある。

- (1) 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理

措置を講じる。

- (2) 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等、のぞき込みを防止する措置等の安全管理措置を講じる。

(従業者の教育)

第10条 当企業年金は、従業員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(従業者の監督)

第11条 当企業年金は、特定個人情報等の適正な取扱いがなされるよう、従業者の監督を行う。

(取扱規程等に基づく運用)

第12条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、次の事項に係る特定個人情報等の利用状況等を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルに係る情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第13条 特定個人情報管理責任者は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

(監査の実施)

第14条 監査責任者又は監事は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。

- 2 監査責任者又は監事は、特定個人情報等の取扱いに関する監査結果を特定個人情報管理責任者に報告する。

(情報漏えい等事案への対応)

第15条 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したときは、速やかに、所管官庁等に報告する。

- 2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。
- 3 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

(個人情報保護委員会への報告等)

第15条の2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規

則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、特定個人情報管理責任者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第16条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

2 特定個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

(体制の見直し)

第17条 当企業年金は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策及び諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

### 第3章 特定個人情報等の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第18条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、本人との法律関係等に基づき、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきは、当該事務の発生が予想できた時点において、個人番号の提供を求めることができるものとする。

(利用目的の通知等)

第19条 当企業年金は、個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

(本人確認)

第20条 当企業年金は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、法令等に基づき本人確認を行うものとする。

(個人番号の利用)

第21条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。

2 当企業年金は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、当企業年金が保有する個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

#### 第4章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管)

第23条 当企業年金は、第4条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

- 2 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等又は書類等は、特定個人情報等の漏えい等の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。
  - (1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。
  - (2) 特定個人情報等を含む書類又は磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。
- 3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去した上で保管する。

(情報システムの管理)

第24条 当企業年金において使用する情報システムによって特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 特定個人情報管理責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- (2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。
- (3) 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。
- (4) 特定個人情報等の漏えい等の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(特定個人情報等の持出し等)

第25条 当企業年金において保有する特定個人情報等を持ち出すとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 特定個人情報等を含む書類等を持ち出すときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人番号が判明しない措置を講じる。
- (2) 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

#### 第5章 特定個人情報の提供等

(特定個人情報の提供)

第26条 当企業年金は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）しないものとする。

(開示)

第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について開示の求めがあったときは、特別な理由がない限り速やかに対処する。

(訂正)

第28条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について訂正の求めがあったときは、速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第29条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報が違法に第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報の第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

## 第6章 削除、廃棄

(特定個人情報等の削除、廃棄)

第30条 当企業年金は、第4条に規定する事務を行う必要が無くなった場合で、所管法令等において定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。

2 当企業年金は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は磁気媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。なお、当該削除又は廃棄を委託した場合は、委託先から受領した証明書等により記録を保存するものとする。

## 第7章 委託

(委託先の監督)

第31条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。なお、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、委託契約又は合意に基づき報告を求めること等により、委託契約又は合意で盛込んだ内容の実施の程度を把握したうえで、委託契約又は合意の内容等の見直しを検討することを含め、適切な評価に努めるものとする。

2 当企業年金は、委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。

3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次の内容を盛り込むこととする。

(1) 秘密保持義務

- (2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止（ただし、委託元又は再委託先への持ち出しの場合を除く）
- (3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
- (4) 再委託における条件
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
- (7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化
- (8) 従業者に対する監督・教育
- (9) 契約内容の遵守状況についての報告を求め、必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができること

（再委託）

- 第32条 委託先は、委託を受けた特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を再委託するときは、委託者である当企業年金の許諾を得なければならない。
- 2 委託先が当企業年金の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督について前条の規定を準用する。
  - 3 当企業年金は、委託先による再委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督する。

## 第8章 その他

（罰則）

- 第33条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。

（実施規定）

- 第34条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、●●●●が別に定める。

### 附 則

本規程は、令和4年4月1日より実施する。

別紙 3-2 特定個人情報取扱規程（雛形・注釈付）

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

## 特定個人情報取扱規程

●●企業年金

【記載例】

規約型：××株式会社確定給付企業年金  
基金型：××企業年金基金

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、**●●企業年金**（以下「当企業年金」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 2 本規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をいう。
- 3 本規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- 5 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあつて、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。

(適用)

- 第3条 本規程は従業者に適用する。
- 2 本規程は、当企業年金が取り扱う特定個人情報等を対象とする。
- 3 本規程に定めのない当企業年金における個人情報の取扱いに関しては、別に定める個人情報保護管理規程の定めに従う。

号の表記（漢数字、アラビア数字）は現在の規程に合わせていただきます。

第2章 管理体制及び安全管理措置

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

- 第4条 当企業年金が個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限るものとする。
- (1) 当企業年金の年金又は一時金等の支給に関する事務（年金又は一時金等の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な法定調書の作成に係る事務に限る。）
- (2) 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- (3) 前2号に付随して行う事務
- 2 前項第1号に規定する事務の流れは、**別紙**のとおりとする。

別紙「年金・一時金の支給に関する事務（支払に伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務に限る。）に係る事務の流れ（第4条）」を参照

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

- 第5条 前条の規定により、当企業年金が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報は、以下のとおりとする。
- (1) 当企業年金の受給権者又は将来的な給付が見込まれる者（以下「受給権者等」という。）及び従業者の個人番号、氏名、性別、生年月日、住所
- (2) 受給権者等の基礎年金番号
- (3) 番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に、受給権者等又は従業者から提示を

- 受けた本人確認書類及びこれらの写し
- (4) 当企業年金が行政機関等に提出するために作成した法定調書及びその控え
  - (5) 当企業年金が法定調書を作成する上で受給権者等又は従業員から受領する個人番号が記載された申告書等
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、個人番号と関連付けて保存される情報

【記載例】  
規約型：人事部長  
基金型：常務理事

(特定個人情報管理責任者)

第6条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。

- 2 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報管理を担当する**事務取扱責任者**を指名し、特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。
- 3 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における特定個人情報等に関する権限と責務を有するものとする。
  - (1) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる細則等の承認
  - (2) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施
  - (3) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
  - (4) 事故発生時の対応策の策定・実施

第7条は、第6条第2項を規定する場合に規定。

(事務取扱責任者)

第7条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- (1) 特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- (2) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の承認、管理を行うこと
- (3) 特定個人情報等の取扱状況を把握すること
- (4) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等を監督すること
- (5) 特定個人情報等の安全管理に関する教育及び研修を実施すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における特定個人情報等の安全管理に関する事項について、特定個人情報管理責任者を補佐すること

個人名その他、担当名やチーム名の記載でも可。または、別紙で定めることでも可。

(事務取扱担当者)

第8条 当企業年金における特定個人情報等を取り扱う**事務**については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●●とする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びに関連法令、**個人情報保護委員会**が策定するガイドライン等(以下「法令等」という。)、本規程等並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとする。

平成28年1月1日付で「特定個人情報保護委員会」は「個人情報保護委員会」に改組されています。既に改正済みの方は対応不要です。

(管理区域及び取扱区域)

第9条 当企業年金は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム(サーバー等)を管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。また、取扱区域においては事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないように留意する必要がある。

- (1) 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理

措置を講じる。

(2) 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等、のぞき込みを防止する措置等の安全管理措置を講じる。

(従業員の教育)

第10条 当企業年金は、従業員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(従業員の監督)

第11条 当企業年金は、特定個人情報等の適正な取扱いがなされるよう、従業員の監督を行う。

(取扱規程等に基づく運用)

第12条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、次の事項に係る特定個人情報等の利用状況等を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルに係る情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第13条 特定個人情報管理責任者は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

(監査の実施)

第14条 監査責任者又は監事は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。

2 監査責任者又は監事は、特定個人情報等の取扱いに関する監査結果を特定個人情報管理責任者に報告する。

(情報漏えい等事案への対応)

第15条 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したときは、速やかに、所管官庁等に報告する。

2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。

3 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

(個人情報保護委員会への報告等)

第15条の2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規

第15条の2第1項及び第2項は、令和2年に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）」の改正による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の改正（漏えい等は令和4年4月1日施行）が行われ、特定個人情報の漏えい等に関する報告等について見直しが行われたことを受け追加するもの（番号法第29条の4第1項及び第2項）

則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、特定個人情報管理責任者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第16条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

2 特定個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

（体制の見直し）

第17条 当企業年金は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策及び諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

### 第3章 特定個人情報等の取得、利用等

（個人番号の取得、提供の求め）

第18条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、本人との法律関係等に基づき、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきは、当該事務の発生が予想できた時点において、個人番号の提供を求めることができるものとする。

（利用目的の通知等）

第19条 当企業年金は、個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

（本人確認）

第20条 当企業年金は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、法令等に基づき本人確認を行うものとする。

（個人番号の利用）

第21条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。

2 当企業年金は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、当企業年金が保有する個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

#### 第4章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管)

第23条 当企業年金は、第4条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

- 2 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等又は書類等は、特定個人情報等の漏えい等の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。
  - (1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。
  - (2) 特定個人情報等を含む書類又は磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。
- 3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去した上で保管する。

(情報システムの管理)

第24条 当企業年金において使用する情報システムによって特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 特定個人情報管理責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- (2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。
- (3) 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。
- (4) 特定個人情報等の漏えい等の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(特定個人情報等の持出し等)

第25条 当企業年金において保有する特定個人情報等を持ち出すとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 特定個人情報等を含む書類等を持ち出すときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人番号が判明しない措置を講じる。
- (2) 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

#### 第5章 特定個人情報の提供等

(特定個人情報の提供)

第26条 当企業年金は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）しないものとする。

(開示)

第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について開示の求めがあったときは、特別な理由がない限り速やかに対処する。

(訂正)

第28条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について訂正の求めがあったときは、速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第29条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報が違法に第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報の第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

## 第6章 削除、廃棄

(特定個人情報等の削除、廃棄)

第30条 当企業年金は、第4条に規定する事務を行う必要が無くなった場合で、所管法令等において定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。

2 当企業年金は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は磁気媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。なお、当該削除又は廃棄を委託した場合は、委託先から受領した証明書等により記録を保存するものとする。

## 第7章 委託

(委託先の監督)

第31条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。なお、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、委託契約又は合意に基づき報告を求めること等により、委託契約又は合意で盛込んだ内容の実施の程度を把握したうえで、委託契約又は合意の内容等の見直しを検討することを含め、適切な評価に努めるものとする

2 当企業年金は、委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。

3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次の内容を盛り込むこととする。

(1) 秘密保持義務

- (2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止（ただし、委託元又は再委託先への持ち出しの場合を除く）
- (3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
- (4) 再委託における条件
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
- (7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化
- (8) 従業者に対する監督・教育
- (9) 契約内容の遵守状況についての報告を求め、必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができること

（再委託）

- 第32条 委託先は、委託を受けた特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を再委託するときは、委託者である当企業年金の許諾を得なければならない。
- 2 委託先が当企業年金の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督について前条の規定を準用する。
  - 3 当企業年金は、委託先による再委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督する。

## 第8章 その他

（罰則）

- 第33条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。

（実施規定）

- 第34条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、●●●●が別に定める。

附 則

本規程は、令和4年4月1日より実施する。

【記載例】

規約型：事業主  
基金型：理事長

改正番号法（漏えい等）の施行日（令和4年4月1日）までに、規程変更を実施することが望ましいとされています。

止むを得ず、規程変更の手続きが改正番号法（漏えい等）施行日以降になる場合は「本規程は、令和●年●月●日より実施し、令和4年4月1日から適用する。」となります。

【基金型】

令和4年2月の予算代議員会に間に合わない場合は、理事長専決処分で諸規程等の改正を行い、直後の代議員会で報告し承認を得るようにしてください。その場合は「令和●年●月●日」は理事長専決処分日となります。

別紙 3-3 特定個人情報取扱規程【新旧対照表】

## 特定個人情報取扱規程（雑型）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、●●企業年金（以下「当企業年金」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。 2 本規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をいう。 3 本規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 5 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。</p> <p>(適用) 第3条 本規程は従業者に適用する。 2 本規程は、当企業年金が取り扱う特定個人情報等を対象とする。 3 本規程に定めのない当企業年金における個人情報の取扱いに関しては、別に定める個人情報保護管理規程の定めに従う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 管理体制及び安全管理措置</p> <p>(個人番号を取り扱う事務の範囲) 第4条 当企業年金が個人番号を取り扱う事務は、</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、●●企業年金（以下「当企業年金」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。 2 本規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をいう。 3 本規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 5 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。</p> <p>(適用) 第3条 本規程は従業者に適用する。 2 本規程は、当企業年金が取り扱う特定個人情報等を対象とする。 3 本規程に定めのない当企業年金における個人情報の取扱いに関しては、別に定める個人情報保護管理規程の定めに従う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 管理体制及び安全管理措置</p> <p>(個人番号を取り扱う事務の範囲) 第4条 当企業年金が個人番号を取り扱う事務は、</p>

新	旧
<p>次に掲げる事務に限るものとする。</p> <p>(1) 当企業年金の年金又は一時金等の支給に関する事務（年金又は一時金等の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な法定調書の作成に係る事務に限る。）</p> <p>(2) 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務</p> <p>(3) 前2号に付随して行う事務</p> <p>2 前項第1号に規定する事務の流れは、別紙のとおりとする。</p> <p>(取り扱う特定個人情報等の範囲)</p> <p>第5条 前条の規定により、当企業年金が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 当企業年金の受給権者又は将来的な給付が見込まれる者（以下「受給権者等」という。）及び従業者の個人番号、氏名、性別、生年月日、住所</p> <p>(2) 受給権者等の基礎年金番号</p> <p>(3) 番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に、受給権者等又は従業者から提示を受けた本人確認書類及びこれらの写し</p> <p>(4) 当企業年金が行政機関等に提出するために作成した法定調書及びその控え</p> <p>(5) 当企業年金が法定調書を作成する上で受給権者等又は従業者から受領する個人番号が記載された申告書等</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、個人番号と関連付けて保存される情報</p> <p>(特定個人情報管理責任者)</p> <p>第6条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。</p> <p>2 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報管理を担当する事務取扱責任者を指名し、特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。</p> <p>3 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における特定個人情報等に関する権限と責務を有するものとする。</p> <p>(1) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる細則等の承認</p> <p>(2) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施</p>	<p>次に掲げる事務に限るものとする。</p> <p>(1) 当企業年金の年金又は一時金等の支給に関する事務（年金又は一時金等の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な法定調書の作成に係る事務に限る。）</p> <p>(2) 従業者に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務</p> <p>(3) 前2号に付随して行う事務</p> <p>2 前項第1号に規定する事務の流れは、別紙のとおりとする。</p> <p>(取り扱う特定個人情報等の範囲)</p> <p>第5条 前条の規定により、当企業年金が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 当企業年金の受給権者又は将来的な給付が見込まれる者（以下「受給権者等」という。）及び従業者の個人番号、氏名、性別、生年月日、住所</p> <p>(2) 受給権者等の基礎年金番号</p> <p>(3) 番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に、受給権者等又は従業者から提示を受けた本人確認書類及びこれらの写し</p> <p>(4) 当企業年金が行政機関等に提出するために作成した法定調書及びその控え</p> <p>(5) 当企業年金が法定調書を作成する上で受給権者等又は従業者から受領する個人番号が記載された申告書等</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、個人番号と関連付けて保存される情報</p> <p>(特定個人情報管理責任者)</p> <p>第6条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報管理責任者を置き、●●●●をもってこれに充てる。</p> <p>2 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報管理を担当する事務取扱責任者を指名し、特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。</p> <p>3 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、次に掲げる事項その他当企業年金における特定個人情報等に関する権限と責務を有するものとする。</p> <p>(1) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる細則等の承認</p> <p>(2) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施</p>

新	旧
<p>(3) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施</p> <p>(4) 事故発生時の対応策の策定・実施</p> <p>(事務取扱責任者)</p> <p>第7条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。</p> <p>(1) 特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと</p> <p>(2) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の承認、管理を行うこと</p> <p>(3) 特定個人情報等の取扱状況を把握すること</p> <p>(4) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等を監督すること</p> <p>(5) 特定個人情報等の安全管理に関する教育及び研修を実施すること</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における特定個人情報等の安全管理に関する事項について、特定個人情報管理責任者を補佐すること</p> <p>(事務取扱担当者)</p> <p>第8条 当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●とする。</p> <p>2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びに関連法令、個人情報保護委員会が策定するガイドライン等（以下「法令等」という。）、本規程等並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとする。</p> <p>(管理区域及び取扱区域)</p> <p>第9条 当企業年金は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバー等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。また、取扱区域においては事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないように留意する必要がある。</p>	<p>(3) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施</p> <p>(4) 事故発生時の対応策の策定・実施</p> <p>(事務取扱責任者)</p> <p>第7条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。</p> <p>(1) 特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと</p> <p>(2) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の承認、管理を行うこと</p> <p>(3) 特定個人情報等の取扱状況を把握すること</p> <p>(4) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等を監督すること</p> <p>(5) 特定個人情報等の安全管理に関する教育及び研修を実施すること</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当企業年金における特定個人情報等の安全管理に関する事項について、特定個人情報管理責任者を補佐すること</p> <p>(事務取扱担当者)</p> <p>第8条 当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととし、当企業年金における事務取扱担当者は●●●とする。</p> <p>2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びに関連法令、<b>特定</b>個人情報保護委員会が策定するガイドライン等（以下「法令等」という。）、本規程等並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとする。</p> <p>(管理区域及び取扱区域)</p> <p>第9条 当企業年金は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバー等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。また、取扱区域においては事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないように留意する必要がある。</p>

新	旧
<p>(1) 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる。</p> <p>(2) 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等、のぞき込みを防止する措置等の安全管理措置を講じる。</p> <p>(従業者の教育)</p> <p>第10条 当企業年金は、従業者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。</p> <p>(従業者の監督)</p> <p>第11条 当企業年金は、特定個人情報等の適正な取扱いがなされるよう、従業者の監督を行う。</p> <p>(取扱規程等に基づく運用)</p> <p>第12条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、次の事項に係る特定個人情報等の利用状況等を記録する。</p> <p>(1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録</p> <p>(2) 書類・媒体等の持出しの記録</p> <p>(3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録</p> <p>(4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等</p> <p>(5) 特定個人情報ファイルに係る情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録</p> <p>(特定個人情報等の取扱状況の確認)</p> <p>第13条 特定個人情報管理責任者は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第14条 監査責任者又は監事は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。</p> <p>2 監査責任者又は監事は、特定個人情報等の取扱いに関する監査結果を特定個人情報管理責任者に報告する。</p> <p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p>第15条 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事</p>	<p>(1) 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる。</p> <p>(2) 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等、のぞき込みを防止する措置等の安全管理措置を講じる。</p> <p>(従業者の教育)</p> <p>第10条 当企業年金は、従業者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。</p> <p>(従業者の監督)</p> <p>第11条 当企業年金は、特定個人情報等の適正な取扱いがなされるよう、従業者の監督を行う。</p> <p>(取扱規程等に基づく運用)</p> <p>第12条 当企業年金は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、次の事項に係る特定個人情報等の利用状況等を記録する。</p> <p>(1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録</p> <p>(2) 書類・媒体等の持出しの記録</p> <p>(3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録</p> <p>(4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等</p> <p>(5) 特定個人情報ファイルに係る情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録</p> <p>(特定個人情報等の取扱状況の確認)</p> <p>第13条 特定個人情報管理責任者は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第14条 監査責任者又は監事は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いが法令等及び本規程等と合致していることを定期的に確認する。</p> <p>2 監査責任者又は監事は、特定個人情報等の取扱いに関する監査結果を特定個人情報管理責任者に報告する。</p> <p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p>第15条 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事</p>

新	旧
<p>案が発生したときは、速やかに、所管官庁等に報告する。</p> <p>2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。</p> <p>3 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。</p>	<p>案が発生したときは、速やかに、所管官庁等に報告する。</p> <p>2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。</p> <p>3 特定個人情報管理責任者は、漏えい等の事案が発生したと判断したときは、漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。</p>
<p><u>(個人情報保護委員会への報告等)</u></p>	
<p><u>第 15 条の 2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前項に規定する場合には、特定個人情報管理責任者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>	
<p>(苦情等への対応)</p> <p>第16条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。</p> <p>2 特定個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。</p>	<p>(苦情等への対応)</p> <p>第16条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。</p> <p>2 特定個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。</p>
<p>(体制の見直し)</p> <p>第17条 当企業年金は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策及び諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。</p>	<p>(体制の見直し)</p> <p>第17条 当企業年金は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策及び諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。</p>
<p>第 3 章 特定個人情報等の取得、利用等</p>	<p>第 3 章 特定個人情報等の取得、利用等</p>

新	旧
<p>(個人番号の取得、提供の求め)</p> <p>第18条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。</p> <p>2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、本人との法律関係等に基づき、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、当該事務の発生が予想できた時点において、個人番号の提供を求めることができるものとする。</p>	<p>(個人番号の取得、提供の求め)</p> <p>第18条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。</p> <p>2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、本人との法律関係等に基づき、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、当該事務の発生が予想できた時点において、個人番号の提供を求めることができるものとする。</p>
<p>(利用目的の通知等)</p> <p>第19条 当企業年金は、個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。</p>	<p>(利用目的の通知等)</p> <p>第19条 当企業年金は、個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。</p>
<p>(本人確認)</p> <p>第20条 当企業年金は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、法令等に基づき本人確認を行うものとする。</p>	<p>(本人確認)</p> <p>第20条 当企業年金は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、法令等に基づき本人確認を行うものとする。</p>
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第21条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。</p> <p>2 当企業年金は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、当企業年金が保有する個人番号を利用することができる。</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第21条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。</p> <p>2 当企業年金は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、当企業年金が保有する個人番号を利用することができる。</p>
<p>(特定個人情報ファイルの作成の制限)</p> <p>第22条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。</p>	<p>(特定個人情報ファイルの作成の制限)</p> <p>第22条 当企業年金は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。</p>
<p>第4章 特定個人情報等の保管、管理等</p>	<p>第4章 特定個人情報等の保管、管理等</p>
<p>(保管)</p> <p>第23条 当企業年金は、第4条に規定する事務が終</p>	<p>(保管)</p> <p>第23条 当企業年金は、第4条に規定する事務が終</p>

新	旧
<p>了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。</p> <p>2 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等又は書類等は、特定個人情報等の漏えい等の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。</p> <p>(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。</p> <p>(2) 特定個人情報等を含む書類又は磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去した上で保管する。</p>	<p>了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。</p> <p>2 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等又は書類等は、特定個人情報等の漏えい等の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。</p> <p>(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。</p> <p>(2) 特定個人情報等を含む書類又は磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去した上で保管する。</p>
<p>(情報システムの管理)</p> <p>第24条 当企業年金において使用する情報システムによって特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。</p> <p>(1) 特定個人情報管理責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。</p> <p>(2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。</p> <p>(3) 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。</p> <p>(4) 特定個人情報等の漏えい等の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。</p>	<p>(情報システムの管理)</p> <p>第24条 当企業年金において使用する情報システムによって特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。</p> <p>(1) 特定個人情報管理責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときは、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。</p> <p>(2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザーID、パスワード等により認証する。</p> <p>(3) 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。</p> <p>(4) 特定個人情報等の漏えい等の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。</p>
<p>(特定個人情報等の持出し等)</p> <p>第25条 当企業年金において保有する特定個人情報等を持ち出すとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。</p>	<p>(特定個人情報等の持出し等)</p> <p>第25条 当企業年金において保有する特定個人情報等を持ち出すとき（郵送等により発送するときを含む。）は、次に掲げる方法により管理する。</p>

新	旧
<p>(1) 特定個人情報等を含む書類等を持ち出すときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人番号が判明しない措置を講じる。</p> <p>(2) 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 特定個人情報の提供等</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第26条 当企業年金は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）しないものとする。</p> <p>(開示)</p> <p>第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について開示の求めがあったときは、特別な理由がない限り速やかに対処する。</p> <p>(訂正)</p> <p>第28条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について訂正の求めがあったときは、速やかに対応する。</p> <p>(第三者提供の停止)</p> <p>第29条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報が違法に第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報の第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 削除、廃棄</p> <p>(特定個人情報等の削除、廃棄)</p> <p>第30条 当企業年金は、第4条に規定する事務を行う必要が無くなった場合で、所管法令等において定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。</p>	<p>(1) 特定個人情報等を含む書類等を持ち出すときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人番号が判明しない措置を講じる。</p> <p>(2) 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 特定個人情報の提供等</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第26条 当企業年金は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）しないものとする。</p> <p>(開示)</p> <p>第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について開示の求めがあったときは、特別な理由がない限り速やかに対処する。</p> <p>(訂正)</p> <p>第28条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報について訂正の求めがあったときは、速やかに対応する。</p> <p>(第三者提供の停止)</p> <p>第29条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する当該本人の特定個人情報が違法に第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報の第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 削除、廃棄</p> <p>(特定個人情報等の削除、廃棄)</p> <p>第30条 当企業年金は、第4条に規定する事務を行う必要が無くなった場合で、所管法令等において定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。</p>

新	旧
<p>2 当企業年金は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は磁気媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。なお、当該削除又は廃棄を委託した場合は、委託先から受領した証明書等により記録を保存するものとする。</p>	<p>2 当企業年金は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は磁気媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。なお、当該削除又は廃棄を委託した場合は、委託先から受領した証明書等により記録を保存するものとする。</p>
<p>第7章 委託</p>	<p>第7章 委託</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第31条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。なお、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、委託契約又は合意に基づき報告を求めること等により、委託契約又は合意で盛込んだ内容の実施の程度を把握したうえで、委託契約又は合意の内容等の見直しを検討することを含め、適切な評価に努めるものとする。</p> <p>2 当企業年金は、委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。</p> <p>3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次の内容を盛り込むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 秘密保持義務</li> <li>(2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止（ただし、委託元又は再委託先への持ち出しの場合を除く）</li> <li>(3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止</li> <li>(4) 再委託における条件</li> <li>(5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>(6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄</li> <li>(7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化</li> <li>(8) 従業者に対する監督・教育</li> <li>(9) 契約内容の遵守状況についての報告を求め、必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができること</li> </ol>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第31条 当企業年金は、当企業年金における特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をするとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。なお、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、委託契約又は合意に基づき報告を求めること等により、委託契約又は合意で盛込んだ内容の実施の程度を把握したうえで、委託契約又は合意の内容等の見直しを検討することを含め、適切な評価に努めるものとする。</p> <p>2 当企業年金は、委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。</p> <p>3 第1項の委託契約又は合意においては、委託先に対する次の内容を盛り込むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 秘密保持義務</li> <li>(2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止（ただし、委託元又は再委託先への持ち出しの場合を除く）</li> <li>(3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止</li> <li>(4) 再委託における条件</li> <li>(5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>(6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄</li> <li>(7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化</li> <li>(8) 従業者に対する監督・教育</li> <li>(9) 契約内容の遵守状況についての報告を求め、必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができること</li> </ol>
<p>(再委託)</p> <p>第32条 委託先は、委託を受けた特定個人情報等を</p>	<p>(再委託)</p> <p>第32条 委託先は、委託を受けた特定個人情報等を</p>

新	旧
<p>取り扱う事務の全部又は一部を再委託するときは、委託者である当企業年金の許諾を得なければならない。</p> <p>2 委託先が当企業年金の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督について前条の規定を準用する。</p> <p>3 当企業年金は、委託先による再委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 その他</p> <p>(罰則)</p> <p>第33条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第34条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、●●●●が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本規程は、令和4年4月1日より実施する。</p>	<p>取り扱う事務の全部又は一部を再委託するときは、委託者である当企業年金の許諾を得なければならない。</p> <p>2 委託先が当企業年金の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督について前条の規定を準用する。</p> <p>3 当企業年金は、委託先による再委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 その他</p> <p>(罰則)</p> <p>第33条 当企業年金は、従業者が本規程に違反する行為を行ったときは、当企業年金の就業規則等に基づき処分する。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第34条 この規程に定めるもののほか、当企業年金の特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、●●●●が別に定める。</p>

別紙 4-1 特定個人情報取扱規程<別紙> (雛形)

## 年金・一時金の支給に関する事務（支払に伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務に限る。）に係る事務の流れ（第4条）

### ①【個人番号の取得】

受給権者又は将来給付が見込まれる者（以下「受給権者等」という。）から新たに個人番号の提供を受ける場合、企業年金の事務取扱担当者は、裁定請求に必要な書類（＝裁定請求書等）とともに、次の書類を受領し、番号法第16条に従って本人確認を行う。

なお、個人番号取得事務を母体企業等に委託する場合には、書面にて業務委託契約を結び、番号法第16条による本人確認は母体企業等が実施する。

#### 《 番号法上の本人確認書類 》

区分	書類等
番号確認に係る書類 ※(ア)～(ウ)のいずれか	(ア) 通知カード（表面）の写し
	(イ) 個人番号カード（裏面）の写し
	(ウ) 個人番号が記載された住民票
身元（実在）確認に係る書類 ※(エ)～(キ)のいずれか	(エ) 個人番号カード（表面）の写し
	(オ) 運転免許証の写し
	(カ) パスポートの写し
	(キ) 健康保険証の写し＋年金手帳の写し 等

※上記(ア)は「通知カード（表面）」に記載されている氏名・住所等が最新の住民票の記載と一致している場合に限る。

※上記(ア)～(キ)のほか、国税庁公示等で認められた書類による確認も可能。

#### 《 個人番号が記載された申告書 》

区分	書類等
退職所得に該当する場合に受領	(ク) 退職所得の受給に関する申告書

### ②【特定個人情報の提供】

企業年金の事務取扱担当者は、上記①に基づき本人確認を行った後、送付手段に応じて次の措置を講じたうえで、源泉徴収等事務の委託先へ提供する。

#### 《 送付手段に応じた措置 》

送付手段	講ずる措置
書面を用いる場合	事務取扱担当者以外の者が見られないように封緘、目隠しシールの貼付等の措置を講じ、送付履歴が分かるようにする。（簡易書留や配達証明での送付等）
電子媒体を用いる場合	暗号化又はパスワード設置等の措置を講じたうえで、送付履歴が分かるようにする。（簡易書留や配達証明での送付等）
通信を用いる場合	専用回線又は暗号化等の措置を講じる。

### ③【特定個人情報の保管】

企業年金が、特定個人情報の記載のある書類を保管する場合には、施錠できるキャビネット等に保管し、当該保管状況について確認できる管理簿を作成する。

源泉徴収等事務の委託先が、特定個人情報ファイルを作成・保管する場合は、外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォール等の設置、データの暗号化又はパスワードによる保護等を行い、源泉徴収等事務の委託先が事務完了後は、速やかに特定個人情報ファイルを廃棄する。ただし、法令で保管期限が定められている場合（例「退職所得の受給に関する申告書」）は当該保管期間経過後、速やかに廃棄を行う。また、源泉徴収等事務の委託先は、定期的に保管状況・廃棄記録について企業年金に報告する。

企業年金は、番号確認にかかる書類や身元（実在）確認に係る書類等を保管している場合は、源泉徴収等事務の委託先での個人番号の登録手続き等が完了後、速やかに廃棄する。保管する場合は、復元できない程度に個人番号にマスキングを行う。ただし、法令で保管期限が定められている書類は、当該保管期限経過後に速やかに廃棄する。

### ④【源泉徴収票等の作成】

源泉徴収等事務の委託先は、提供された個人番号を利用して、源泉徴収票等を作成する。この場合、委託先の事務取扱担当者は、第4条に規定する事務以外の他の目的で個人番号を利用してはならない。

### ⑤【源泉徴収票等の行政機関等への提出】

源泉徴収等事務の委託先が、法定調書等を行政機関等へ提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

### ⑥【源泉徴収票等の本人への交付】

源泉徴収等事務の委託先は、所得税法施行規則第94条に従い「退職所得の源泉徴収票」を、所得税法施行規則第94条の2に従い「公的年金等の源泉徴収票」を本人宛に交付する。

ただし、本人交付用の源泉徴収票には、個人番号を記載しない。

### ⑦【特定個人情報の廃棄】

企業年金及び源泉徴収等事務の委託先は、必要がなくなった特定個人情報を速やかに削除または廃棄する。また、削除又は廃棄を行った場合は当該記録を作成する。

別紙 4-2 特定個人情報取扱規程<別紙> (雛形・注釈付)

## 年金・一時金の支給に関する事務（支払に伴い税務当局等に提出が必要な調書の作成に係る事務に限る。）に係る事務の流れ（第4条）

### ①【個人番号の取得】

受給権者又は将来給付が見込まれる者（以下「受給権者等」という。）から新たに個人番号の提供を受ける場合、企業年金の事務取扱担当者は、裁定請求に必要な書類（＝裁定請求書等）とともに、次の書類を受領し、番号法第16条に従って本人確認を行う。

なお、個人番号取得事務を母体企業等に委託する場合には、書面にて業務委託契約を結び、番号法第16条による本人確認は母体企業等が実施する。

#### 《 番号法上の本人確認書類 》

区分	書類等
番号確認に係る書類 ※(ア)～(ウ)のいずれか	(ア) 通知カード（表面）の写し
	(イ) 個人番号カード（裏面）の写し
	(ウ) 個人番号が記載された住民票
身元（実在）確認に係る書類 ※(エ)～(キ)のいずれか	(エ) 個人番号カード（表面）の写し
	(オ) 運転免許証の写し
	(カ) パスポートの写し
	(キ) 健康保険証の写し＋年金手帳の写し 等

※上記(ア)は「通知カード（表面）」に記載されている氏名・住所等が最新の住民票の記載と一致している場合に限る。

※上記(ア)～(キ)のほか、国税庁公示等で認められた書類による確認も可能。

#### 《 個人番号が記載された申告書 》

2020年5月25日以降の取り扱い。既に改正済みの場合に対応不要です。

区分	書類等
退職所得に該当する場合に受領	(ク) 退職所得の受給に関する申告書

### ②【特定個人情報の提供】

企業年金の事務取扱担当者は、上記①に基づき本人確認を行った後、送付手段に応じて次の措置を講じたうえで、源泉徴収等事務の委託先へ提供する。

#### 《 送付手段に応じた措置 》

送付手段	講ずる措置
書面を用いる場合	事務取扱担当者以外の者が見られないように封緘、目隠しシールの貼付等の措置を講じ、送付履歴が分かるようにする。（簡易書留や配達証明での送付等）
電子媒体を用いる場合	暗号化又はパスワード設置等の措置を講じたうえで、送付履歴が分かるようにする。（簡易書留や配達証明での送付等）
通信を用いる場合	専用回線又は暗号化等の措置を講じる。

### ③【特定個人情報の保管】

企業年金が、特定個人情報の記載のある書類を保管する場合には、施錠できるキャビネット等に保管し、当該保管状況について確認できる管理簿を作成する。

源泉徴収等事務の委託先が、特定個人情報ファイルを作成・保管する場合は、外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォール等の設置、データの暗号化又はパスワードによる保護等を行い、源泉徴収等事務の委託先が事務完了後は、速やかに特定個人情報ファイルを廃棄する。ただし、法令で保管期限が定められている場合（例「退職所得の受給に関する申告書」）は当該保管期間経過後、速やかに廃棄を行う。また、源泉徴収等事務の委託先は、定期的に保管状況・廃棄記録について企業年金に報告する。

企業年金は、番号確認にかかる書類や身元（実在）確認に係る書類等を保管している場合は、源泉徴収等事務の委託先での個人番号の登録手続き等が完了後、速やかに廃棄する。保管する場合は、復元できない程度に個人番号にマスキングを行う。ただし、法令で保管期限が定められている書類は、当該保管期限経過後に速やかに廃棄する。

### ④【源泉徴収票等の作成】

源泉徴収等事務の委託先は、提供された個人番号を利用して、源泉徴収票等を作成する。この場合、委託先の事務取扱担当者は、第4条に規定する事務以外の他の目的で個人番号を利用してはならない。

### ⑤【源泉徴収票等の行政機関等への提出】

源泉徴収等事務の委託先が、法定調書等を行政機関等へ提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

### ⑥【源泉徴収票等の本人への交付】

源泉徴収等事務の委託先は、所得税法施行規則第94条に従い「退職所得の源泉徴収票」を、所得税法施行規則第94条の2に従い「公的年金等の源泉徴収票」を本人宛に交付する。

ただし、本人交付用の源泉徴収票には、個人番号を記載しない。

### ⑦【特定個人情報の廃棄】

企業年金及び源泉徴収等事務の委託先は、必要がなくなった特定個人情報を速やかに削除または廃棄する。また、削除又は廃棄を行った場合は当該記録を作成する。